

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	美容所の使用前検査確認		
根 拠 法 令 名	美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）	（条項）第 12 条	
基 準 法 令 名	美容師法（昭和 32 年法律第 163 号） 美容師法施行規則 （平成 10 年厚生省令第 7 号） 大津市美容師法施行条例 （平成 24 年大津市条例第 21 号）	（条項）第 13 条 （条項）第 26 条、第 27 条 （条項）第 3 条	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	—
【審査基準】 ・ 文書の名称【 開設届出等事務処理実務マニュアル【美容所編】 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [美容書の検査確認基準] 美容所の使用前検査の確認は、美容師法第 13 条に規定する「美容所について講ずべき措置」の基準、美容師法施行規則第 26 条に規定する「清潔保持の措置」の基準、同規則第 27 条に規定する「採光、照明及び換気の実施基準」及び大津市美容師法施行条例第 3 条に規定する「美容所について講ずべき衛生上必要な措置」の基準に適合すること並びに上記文書に定める基準に則り審査するものとする。 なお、当該文書については、担当課の事務所に備え置く。 ただし、大津市美容師法施行条例第 3 条第 1 項第 1 号及び第 6 号の規定は、^{けっぱつ}結髪のみを業とする美容所及び特別の事情によりこれらの規定によりがたい美容所で、市長が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。			

参考

[根拠法令]

《美容師法》

(美容所の使用)

第 12 条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第 13 条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

[基準法令]

《美容師法》

(美容所について講ずべき措置)

第 13 条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 採光、照明及び換気を充分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

《美容師法施行規則》

(清潔保持の措置)

第 26 条 法第 13 条第 1 号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- (1) 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- (2) 洗場は、流水装置とすること。
- (3) ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第 27 条 法第 13 条第 3 号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。
- (2) 換気 美容所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を 5 立方センチメートル以下に保つこと。

《大津市美容師法施行条例》

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第 3 条 法第 13 条第 4 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所の床面積は、9.9 平方メートル（美容の用に供する椅子が 2 脚を超えるときは、9.9 平方メートルに 2 脚を超える 1 脚ごとに 2 平方メートルを加えた面積）以上とすること。
- (2) 待合所は、美容を受けている者以外の者をみだりに出入りさせないように作業所と区画すること。
- (3) 消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること。
- (4) 美容の用に供する椅子の数に応じて十分な数量の布片及び器具を備えること。
- (5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。
- (6) 衛生的な給水設備及び排水設備を設けること。

2 前項第 1 号及び第 6 号の規定は、結髪^{けっぱつ}のみを業とする美容所及び特別の事情によりこれらの規定によりがたい美容所で、市長が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。